

工事成績評定優秀企業の認定（ゴールドカード制度）について

1. 目的

工事成績評定優秀企業の認定は、過去2ヶ年に完成した北陸地方整備局所管の土木工事に関し、その工事成績評定が優秀であって、他の模範となるものを選定し認定することにより、工事成績評定の透明性確保と民間事業者の技術力の一層の向上を図ることを目的としています。

この中で、特に工事成績評定が優秀な企業を工事成績評定優秀企業として認定しています。

2. 平成19年度の選定数

過去2ヶ年（平成17年4月1日～平成19年3月31日）に完成した土木工事の中から、下記のとおり選定しました。

○北陸地方整備局における工事成績評定優秀企業

株式会社 守谷商会（本店所在地：長野県長野市）

鹿島道路 株式会社 北陸支店（本店所在地：東京都文京区）

3. 選定要件

対象工事：北陸地方整備局等が発注し、過去2ヶ年（平成17年4月1日～平成19年3月1日）に完成した土木工事のうち、下記の工事を対象とする。

- ①一般土木工事 ②アスファルト舗装工事 ③鋼橋上部工事
- ④セメント・コンクリート舗装工事 ⑤プレストレスト・コンクリート工事
- ⑥法面処理工事 ⑦河川浚渫工事 ⑧グラウト工事 ⑨杭打工事
- ②維持修繕工事

対象企業：過去2ヶ年に上記工事の実績を3件以上有する企業。（共同企業体が受注した工事における実績は、各構成企業の実績として各々の企業に算入する。）

認定条件：上記企業について、企業毎の工事成績評定の平均点を算出し順位付けを行い、平均点が80点以上の企業、もしくは上位3企業を認定する。（平均点の算出にあたっては、小数点第1位を四捨五入する。）

除外要件：過去2ヶ年度及び、認定を行う年度当初から認定日までの間に、下記に該当する事案が発生した場合は、除外とする。

- ①北陸地方整備局等発注工事の工事成績評定で65点未満となった場合。
- ②北陸地方整備局等発注工事において、文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合。
- ③その他、法令遵守違反、民事再生法の申請その他不適切な行為により無効とするべきと判断した場合。

4. 認定優秀企業に対する措置

評定優秀企業については、原則、下記の措置について適用するものとする。

①シール等の使用

授与された「工事成績優秀企業認定シール（ヘルメット用）」、「ピンバッジ」を使用できる。（ただし、北陸地方整備局管内で行う直轄土木工事のみ使用可能）



②認定ロゴマークの使用

「工事成績優秀企業認定ロゴマーク」を「主任（監理）技術者の名札」、「企業の名刺」等に使用（印刷）することができるとともに、「建設現場への標示」に掲示できる。（ただし、「主任（監理）技術者の名札」、「建設現場への標示」については、北陸地方整備局管内で行う直轄土木工事のみ使用可能）

ロゴマーク

③中間技術検査の減免

北陸地方整備局及び事務所が発注する土木工事について、原則、中間技術検査の減免を行うものとする。（ただし、低入札価格調査制度調査対象となった工事及び監督強化価格対象工事については、中間技術検査減免の適用の対象外とする。）

なお、中間技術検査の実施回数等の適用にあたっては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

④総合評価落札方式での活用

北陸地方整備局及び事務所が発注する土木工事における総合評価落札方式の資格審査の評価項目として活用する予定である。

※上記③、④の適用については、「3. 選定要件 対象工事」の10工種による発注工事に限るものとする。

また、共同企業体を構成する全ての企業が認定優秀企業の場合、上記①～④について適用できるものとする。

5. 認定優秀企業に対する措置の適用期間

認定優秀企業の認定有効期間は、認定した後1年間（以下、「有効期限」とする。）とする。（今年度については、平成19年8月1日～平成20年7月31日とする。）また、「4. 認定優秀企業に対する措置」の各項目の適用期間は、下記のとおりとする。

- ・①、②の適用期間は、有効期限内に工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期間において措置を適用できるものとする。（ただし、「ピンバッヂ」や認定ロゴマーク入りの「企業の名刺」については、有効期限内とする。）
- ・③の適用期間は、有効期限内に工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期限内において措置を適用できるものとする。
- ・④の適用期間は、原則、有効期限内に工事発注の手続きを行う工事について措置を適用するものとする。

6. 認定優秀企業の資格失効

適用期間内に「3. 選定要件」の除外要件に該当する事案が発生した場合には、それ以降、工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。